

都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解 (緑地の変更／勅使ヶ池緑地)

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和7年5月8日 ～ 令和7年5月22日
意見書提出数	1通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 本件は藤田学園の拡張等に伴うものであり、やむを得ないものとする。 ・ 名古屋市内は緑地が少なく、山林や農地を次々と宅地開発している傾向にある。緑区、天白区、名東区等にはまだまだ山林、農地（緑地）が残っているため、それらを多く保全し、良好な住環境の維持、生物多様性の保全、ヒートアイランド現象の抑制に努めていただけると、名古屋市の価値が向上する。 ・ 今後都市計画を決定する上で、緑地の保全、増加を検討していただけると幸いです。	・ 勅使ヶ池緑地は、平成30年3月策定の「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム（第2次）」において、規模が大きく移転困難な施設が立地している現状等を踏まえ、削除を検討する区域として位置付けております。そのため、区域の削除を行うこととしたものです。 ・ 本市の都市計画マスタープランでは、「公園緑地の整備や民有地における緑化により緑を創出するとともに、樹林地や農地などの既存の緑や水循環の保全、風土にあった生きものの回復などに、自然環境の持つ多様な機能を活用するというグリーンインフラの考え方を踏まえて取り組むなど、良好で快適な都市環境の形成をはかる」という都市づくりの方針を掲げています。 今回いただいたご意見も踏まえ、今後も都市計画の決定等を進めてまいります。